

会 員 各 位

令和 6 年 3 月開催の自動車税相当額（保証金）の取り扱いについて

毎々、JU 岐阜羽島オートオークションにてお取引賜り誠にありがとうございます。

下記の通り、令和 6 年 3 月開催に限り、自動車税相当額（保証金）の取り扱いを自動車税本税（不課税）に変更させていただきます。各位におかれましては、ご一読・ご理解の上、セリにご参加くださいますようお願い申し上げます。

開催日	書類期限 リスト記入ある 場合の最短期限	自動車税本税（不課税）	
		普通車	軽自動車
3月2日 第1937回	4月末日迄 最短3月末日	令和 6 年度 1 年分の預かり 移転登録の場合 3月登録・・・全額落札店様へ返金 4月登録・・・全額出品店様へ支払 抹消登録の場合 3月抹消・・・全額落札店様へ返金 4月抹消・・・1ヶ月分を出品店様へ 残額を落札店様へ返金	令和 6 年度 軽自動車税の預かり（下表）
3月9日 第1938回	4月末日迄 最短4月9日		3月登録の場合 名変結果到着後、 全額落札店様へ返金
3月16日 第1939回	4月末日迄 最短4月16日		4月登録の場合 6年度分自動車税額を 出品店様へ支払
3月23日 第1940回	4月末日迄 最短4月23日		
3月30日 第1941回	4月末日迄 -		

【 出品店様へ 】

- ・ **3月開催は4月末日までの書類有効期限をお願いいたします。**（リスト記載がある場合を除きます。）
- ・ リスト記入により書類有効期限が通常より短い場合は、お早めの書類提出をお願いいたします。
- ・ **車検残の短い車両は抹消の上ご出品下さい。**

【 落札店様へ 】

- ・ 3月2日開催（第1937回AA）において、リスト記入の書類期限が3月末日までの場合は、必ず3月中名変をお願いいたします。又、名義変更の結果報告は4月2日迄に行ってください。
- ・ 名変結果報告期限内に結果報告が未着の車両は、当社にて現在登録証明で確認手続きをさせていただきます。（費用は落札店負担となります。）
- ・ 軽自動車の名変結果報告が提出期限を過ぎた場合、ペナルティ 1 万円を後日請求させていただきます。
- ・ 預かり自動車税は、グリーン化税制分も含めて暫定的な金額となります。
名変結果受領後、後日再精算させていただく場合がございます。

【 令和 6 年度軽自動車税（自家用） 】

	初年度登録		
	H23.3.31 以前 （重課税）	H23.4.1 ~ H27.3.31 （旧標準課税）	H27.4.1 以降 （新標準課税）
乗用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
貨物	6,000 円	4,000 円	5,000 円